㈢　対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内軽自動車等は、警戒区域設定指示が行われた日以後軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした。（附則第五七条関係）

6　その他

平成二三年四月二一日における警戒区域設定指示区域であって同年三月一二日において内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域であった区域は、同年三月一一日から警戒区域設定指示区域であったものとみなして、前記1から5まで（4の㈠を除く。）の特例措置を適用することとした。（改正法附則第二条関係）

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に関する事項

1　平成二三年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額を埋めるため、地方債を起こすことができるものとし、当該起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額を地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとすることとした。（第九条関係）

2　平成二三年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。（第一〇条関係）

三　その他

1　政府は、この法律の施行後必要に応じ、東日本大震災の原子力災害の状況、原子力事業者による損害賠償の実施の状況等を勘案し、東日本大震災の原子力災害の被災者等に係る地方税の税負担軽減措置等及び東日本大震災の原子力災害に伴う地方公共団体の減収の補塡の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（改正法附則第三条関係）

2　前記の改正は公布の日から施行することとした。

◇有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第九七号）（農林水産省）

1　対象となる海域の拡張

この法律の対象となる海域に、「橘湾」及び「熊本県天草市牛深町周辺の海域」を加えることとした。（第二条第三項及び第四項関係）

2　国庫補助の補助率の引上げの継続

特定の漁港漁場整備事業に対する国庫補助の補助率の引上げ措置について、「平成二三年度まで」とあるのを一〇年間延長し、「平成三三年度まで」とすることとした。（第八条関係）

3　赤潮被害等を受けた漁業者への被害救済対策等の強化

赤潮被害等を受けた漁業者等に対する支援・救済について、昨年の赤潮発生時にとられた措置を踏まえて施策の内容を明示する等、規定を充実させることとした。（第二一条及び第二二条関係）

4　国及び関係県による調査事項の追加

国及び関係県による調査事項について、「有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流域における森林と当該海域の環境との関係に関する調査」を加えることとした。（第一八条第一項第五号関係）

5　有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務の見直し

㈠　法律の施行後五年以内に行うものとされた見直しに際して評価を行うこととされた有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務について改正を行い、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うことができるようにすることとした。（第二五条第一項関係）

㈡　有明海・八代海総合調査評価委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとすることとした。（第二五条第二項関係）

6　見直し等

㈠　新法第二条第四項の有明海及び八代海等の海域に隣接する海域において、新たに有明海又は八代海の海域の環境に起因する赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、新法に規定する施策に係る海域の範囲について、速やかに見直しを行うものとした。（附則第三項）

㈡　㈠に規定する場合においては、国及び地方公共団体は、㈠の見直しが行われるまでの間、当該赤潮等による漁業被害に関し、赤潮等による漁業被害等に係る支援、赤潮等による漁業被害者等の救済等について、新法の規定により講ぜられる措置と同様の措置を講ずるよう努めるものとした。（附則第四項関係）

7　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（法律第九八号）（総務省）

1　指定市町村の指定等（第三条関係）

㈠　総務大臣は、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第一五条第三項又は第二〇条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った警戒区域の設定を行うことの指示等の対象となった区域をその区域に含む市町村であって、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができることとした。

㈡　総務大臣は、㈠による指定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないこととした。

2　避難住民の届出等（第四条関係）

㈠　避難住民（指定市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該指定市町村の区域外に避難しているもの）は、当該指定市町村の長にその避難している場所（以下「避難場所」という。）を届け出なければならないこととした。

㈡　指定市町村の長は、㈠による届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を指定都道府県（指定市町村の区域を包括する都道府県）の知事に通知することとした。

3　避難住民に関する特定の事務の届出等（第五条関係）

㈠　指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、法律又はこれに基づく政令により当該指定市町村又は指定都道府県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、当該指定市町村又は指定都道府県が処理することが困難であるものがあるときは、総務大臣に対し、当該事務の範囲を届け出ることができることとした。

㈡　総務大臣は、㈠による届出を受けたときは、当該届出をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該届出に係る事務の範囲を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならないこととした。

4　避難住民に係る事務処理の特例等（第六条関係）

㈠　指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、3の㈡により告示された事務（以下「特例事務」という。）について、避難住民の避難場所をその区域に含む市町村又は都道府県であって法律又はこれに基づく政令により特例事務と同種の事務を処理することとされているもの（以下「避難先団体」という。）の長に当該避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び避難場所を通知することにより、当該避難先団体が処理することとすることができることとした。

㈡　㈠の通知を受けた避難先団体は、当該通知に係る避難住民に関する特例事務を処理するものとすることとした。

5　避難住民に係る事務処理の特例に係る費用の負担（第九条関係）

㈠　4の㈡により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、指定市町村又は指定都道府県において経費を負担する事務として総務大臣が国の関係行政機関の長と協議して告示で定める事務に要する経費を除き、当該避難先団体が負担することとした。